

砥 部 町 長 佐 川 秀 紀 様  
砥 部 町 議 会 議 長 平 岡 文 男 様  
砥部町教育委員会教育長 武 智 省 三 様

砥 部 町 監 査 委 員 影 浦 浩 二  
砥 部 町 監 査 委 員 政 岡 洋 三 郎

## 平成 27 年度 定期監査結果報告書

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 4 項の規定に基づき、定期監査を実施したので、その結果について同条第 9 項の規定により次のとおり報告する。

### 1 監査事項

随意契約に関する事務の執行について

### 2 監査の実施期間

平成 27 年 11 月 25 日

### 3 監査の対象

平成 26 年度に随意契約の方法により締結した契約で、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 1 号の規定及び町契約規則第 25 条の表に定める随意契約によることができる予定価格の限度額を超えないもののうち、契約金額が 10 万円以上 30 万円未満のものを対象とした。

### 4 監査の目的及び着眼点

#### (1) 目的

契約担当課においては、契約事務を専門に執行しており、その事務管理には最善の注意が払われている。しかし、契約担当課以外の契約事務の手続きで、入札によらない随意契約のうち、契約担当課への合議が必要とされないものについては、各課によってその処理方法が多様である。

以上のことから、随意契約に関する事務の執行について、契約事務の適正かつ効率的な執行の確保等の観点から監査を実施した。

#### (2) 着眼点

ア 契約事務は法令等に従って適正に行われているか。

- (ア) 随意契約の方法及び手続きで、随意契約の理由、通知手続き、設計書及び仕様書、予定価格の算定方法、契約発注の時期等は適正か。
  - (イ) 随意契約締結事務で、権限を超えて契約を締結しているもの及び恣意に分割している契約はないか。
  - (ウ) 契約書（請書）、見積書等関係書類等の整備、支払いの時期設定等は適切か。
- イ 契約事務の効率性・能率性の確保が図られているか。

## 5 監査の方法

財務会計システムに登録された平成 26 年度の契約に係るデータから、次の表に掲げる 3 課、11 契約を抽出し、契約事務を行った担当課に説明を求め、「監査の着眼点」に基づき、関係職員への質問を行い監査を実施した。

部署	会計	細目	節	細節	件数
産業振興課	とべ温泉特別会計	経営費	需用費	修繕料	3
学校教育課	一般会計	宮内保育所費	役務費	手数料	1
学校教育課	一般会計	麻生保育所費	役務費	手数料	1
学校教育課	一般会計	宮内保育所費	需用費	修繕料	1
学校教育課	一般会計	宮内保育所費	工事請負費	建設工事費	1
学校教育課	一般会計	砥部小学校管理費	需用費	修繕料	1
学校教育課	一般会計	砥部中学校管理費	需用費	修繕料	1
社会教育課	一般会計	公民館諸費	需用費	修繕料	2

## 6 監査の結果

監査の結果は、おおむね適正に執行されており、指摘事項はないが、一部において改善等が必要と思われる事例が見られたので、次のとおり意見・要望を付する。

また、今回抽出した契約以外の契約事務についても、類似の改善点等が内在していることが考えられるので、契約事務全般にわたって点検を行い、公正で効率的、能率的な事務の執行に努められたい。

### (1) 随意契約に関する事務の執行についての意見・要望事項

#### ア 分割契約について

複数に分けて契約する必要がないにも関わらず、町契約規則第 27 条第 1 項第 4 号に規定する予定価格内に収めるべく、分割して契約するような行為は、契約事務量が増加し効率的、能率的でないだけでなく、本来なされるべき決裁規程に基づく契約担当課への合議が回避されることとなる。また、集約して契約を行えば、競争の効果から契約額が下がることもあると考えられる。以上のことに十分留意のうえ、適正な契約事務の執行に努められたい。